

## 第119回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年1月29日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

小針 美和

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：三嶋課長 ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻より早いのですが、皆様おそろいですので、ただ今から第119回産業統計部会を開催いたします。

本日もこれまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいりますけれども、ウェブで御参加いただく方々につきましては、ネットワークの状況で、途中聞きづらい場合など不具合が生じる場合がございます。そういう場合には、是非こちらにお知らせいただければと思います。

さて、さきに諮問されました作物統計調査につきましては、2回の部会を終え、現在、答申案を確認していただくための準備を進めているところでございます。今日は1月15日の第201回統計委員会で諮問されました農業経営統計調査の変更についての審議を行います。

審議に入ります前に、幾つか申し上げたいと思います。まず、今回の審議に当たっての部会の構成員につきましては、参考3として名簿をお配りしております。本調査の審議におきましては、農業経営統計の御知見が深い方から御意見を頂くため、経常的な委員の

方々に加えまして、農林中金総合研究所の小針主任研究員にも、専門委員として御参加をいただきます。小針専門委員におかれましては、以前から本調査の部会審議の都度、議論に参加していただいております。

それでは、小針専門委員から御挨拶を頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

**○小針専門委員** おはようございます。ただ今御紹介にあずかりました、農林中金総合研究所の小針と申します。

先ほど少し御紹介もいただきましたけれども、私は2012年からこの調査の専門委員として関わらせていただいております。一方、ユーザーといたしましても弊社、農林中金総合研究所は農協や農業の実態、また農家経済の実態を把握するために、この調査を農家経済調査時代より、毎月調査をしているときにはそれこそ毎月資金動向検討会で検討するという形でずっと実績を積んできておまして、この調査の重要性も非常に認識しておりますし、今の状況の難しさも併せて感じております。

農業経営を把握する上での重要性も感じておりますので、よりよい形でこの調査が継続されていくようにということを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。審議の上でのお力添えを何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務的な事項につきまして4点ほど申し上げます。まず1点目は、本日お配りしている資料1-2の諮問資料についてです。この調査は調査票の種類が非常に多くて、申請書類を全部お配りしますと400ページ近い大量な資料になってしまいます。しかも、その多くを占める生産費調査の調査票は今回変更が予定されておりませんので、この審査にはあまり関係していません。このため統計委員会のホームページに掲載する資料としては、申請書類全体をきちんと掲載いたしますけれども、この会場でお配りする資料としては、ウェブ参加者の方々にお送りしています資料も同じですが、実際に審議の対象になります営農類型別経営調査の調査票など必要最小限のものにして、コンパクトにしておりますので、この点、御了解を頂きたいと思います。

2点目は、審議の進め方でございます。審議はこれまでと同様、資料2と資料3、資料2の審査メモに従いまして、事務局から審査状況と論点を説明していただき、続いて資料3に基づいて、調査実施者であります農林水産省から論点について回答していただくというふうにしたいと思います。その上で、委員の方々と質疑応答をするといったような形で進めていきたいと考えております。審議の過程では、事務局により説明資料を随時画面に表示していただくというふうにいたします。

3点目は、参考4でお示ししている審議スケジュールについてでございます。今回の諮問につきましては、今のところ予備日を含めて3回の日程を予定しております。予備日の開催については審議の状況に応じて判断したいと思います。ただ、答申案については、4月に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えておりますので、皆様、審議の促進に御協力をいただければと思います。

最後に、本日の審議は12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によっては予定時間を過ぎるという場合もあるかと考えておりますが、そのような場合には、いつも

のように御予定のある方は退席をいただいて結構でございます。以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、長くなりましたけれども、審議に入らせていただきます。資料1-1の諮問の概要につきましては既に統計委員会の場で説明していただいておりますので、時間の節約のためにこの場での説明は割愛させていただきたいと思ひます。なお、1月15日の統計委員会で本件が諮問された際に、参加委員の方から御発言がありましたので、これについて事務局から紹介していただきます。

よろしくお願ひします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局の森です。よろしくお願ひします。

席上配布資料と記した、諮問の際に示された御意見を御覧ください。先日開催されました統計委員会における主な御意見について紹介します。

まず、営農類型別経営統計調査の報告者の一部について、生産費調査の報告者も兼ねていることについて、なぜ相互に異なる報告者を選定しているのか。農林水産省の実査の担い手不足の観点で言えば、両調査の報告者になってもらうケースを増やせば、選定に伴う事務負担を減らせるのではないかという御意見、そして、報告者については原則5年間固定とのことだが、途中で脱落した場合はそのまま脱落したという扱いになるのかという御質問が白塚委員からありました。

また、椿委員長から、今回の諮問審議全般について、今回は5年間継続する報告期間の途中での計画変更ということで、変更前後において報告者は基本的に変わらない。それだけに次回の標本替えに向けた検討についても、今後、計画的に行うことが必要ではないかという御意見が示されるとともに、このような意味で、今後の部会審議では今回の変更内容の適否はもとより、本調査を持続可能な調査とするため、将来を見据えた御意見を頂きたいとの部会審議への要望も示されたところです。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

統計委員会で示されました御意見につきましては、変更事項に関する個別審議の中でも考慮していきたいと考えております。

それでは、個別の審議に入っていきたいと思ひます。資料2の審査メモの表紙に記載されておりますように、今回申請された変更内容は、調査系統や調査方法の見直しから、公表時期の前倒しに至るまで多岐にわたっています。変更の大きな背景としては、調査事務に従事する職員などの担い手が減少しているというような事情があると伺っております。

一方で本調査におきましては、令和3年度にも同じような背景を受けて変更申請がなされており、同じ背景を前提とした変更が短期間に繰り返されるという状況になっております。私個人としても、基幹統計調査がこれだけ短期間の間で立て続けに大きな変更をするというような経験がありませんので、この辺について説明をお願ひしたいと思っております。そこで、変更事項についての個別の審議に入る前に、前回の変更以降における、本調査を取り巻く背景事情の変化や、今回変更と前回変更の相互の関係について確認

していこうということで、この項目が1つ立っております。

それでは、初めに事務局から御説明をお願いしたいと思います。

**○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 資料2の2ページ、「今回の変更に至る背景事情の確認」を御覧ください。通常の諮問であれば、直接、変更事項の審議に入っただけ、変更申請に至る背景について、このような形で論点を立てることはありません。ですが、本調査については、調査の担い手が減っているという背景事情は以前から一貫して変わっておりませんし、報告者について基本的に5年間継続することから、一定期間は計画を変えずに安定的に調査を行うことが想定されるころなのですが、令和3年、そして令和5年と短期間に調査方法などの変更申請が繰り返されています。

そこで、具体的な審議に入る前に、前回の変更から今回の申請までにどのような背景事情の変化があったのか。要は令和3年にある程度将来を見据えた変更をしたにもかかわらず、なぜ2年でそれを改めざるを得なかったのかという背景事情を確認しておきたく、部会長と相談の上、この項目を設けました。ということで、資料では「1」の部分で前回の変更、「2」の部分で今回の変更について記載しています。

「1」ですが、前回の変更は、令和4年調査からサンプルを入れ替えるというタイミングで立案されたもので、その内容は点線の枠囲みで記載しておりますが、まず、報告者の負担と調査の事務負担の軽減が必要とされる一方で、ニーズに対応するために、調査事項の大幅な削減が難しいという、相反する方向性の要求を両立させるものとして、営農類型別経営統計調査の個別経営調査票につきまして、ロングフォーム・ショートフォーム方式が導入されました。このほか、サンプルの入替えのタイミングでしたので、標本設計を見直し、さらに経常的に公表の遅延が発生していたことから、集計スケジュールを再整理した上で、現実的なスケジュールとして、概要の公表時期を10月から12月に繰り下げる変更が行われました。

そしてこのときの議論では、農林水産省からは、将来の対応も含め、民間委託に関する言及は特になされていませんでしたので、報告者が5年間継続することも相まって、当面はこの変更内容で推移するものと受け止められていました。

しかしながら、「2」になりますが、今回、以前話のなかった民間委託を導入し、2年前に議論の末導入したロングフォーム・ショートフォームを統合し、概要の公表を元に戻すという変更が示されています。ですので、この一連の流れを見ると、令和3年の変更は何だったのかという印象にもつながりますし、逆に言えば、前回変更から今回の立案まで何があったのかということも疑問として出てまいります。もちろん背景事情の是非を部会で議論していただくものでもないのですが、今回については急な方針変更がなされているように見えておりますので、その辺りの事情をこれから審議していただくに当たっての基礎的な理解として説明していただこうと、繰り返しになりますが、部会長との相談の上、論点を立てた次第でございます。

事務局からは以上です。

**○樫部会長** ありがとうございます。

それでは、今ありました論点に対する回答について、調査実施者からの御説明をお願い

したいと思います。よろしく申し上げます。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省経営・構造統計課長の三嶋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

今の論点につきまして、短期間で計画変更する理由でございますが、資料3の回答を見ていただければと思いますけれども、農林水産省統計部では、利活用部局の要請に応えつつ、報告者の負担軽減を図り、将来にわたって統計の品質、信頼を維持した調査の継続と効率的な調査環境の構築を図るため、不断の見直しを行っているという状況でございます。

昨年策定されました第4期の公的統計基本計画の中にもございますとおり、調査対象者の高齢化、実査・実測の担い手の不足等、調査を取り巻く環境が厳しい状況にあるといった中で、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっているという状況でございます。基幹的農業従事の平均年齢は、既にもう68歳という状況でございます。

また、前回の申請時にはなかった話としまして、これを申し上げたいと思いますが、昨今の資材価格の高騰という状況がございます。昨今の資材価格の高騰を受けまして、農家の経営状況につきまして非常に関心が高まっていると。調査結果の早期公表が求められているという状況でございます。この点につきましては、資料3の19ページの論点ウで整理させていただいているところではございますが、もう少しこれを補足させていただきますと、令和3年以降、足元の資材価格は上昇を続けているということでございまして、後段で述べさせていただいている表にはございませんけれども、昨年の月次の数字を見ますと、飼料、肥料ともに令和2年と比べても4割近くも価格が上がっているという状況でございます。当然その農家の経営状況に関する関心も高まっている状況でございます。農家経営は赤字であるとの指摘が様々な場面で行われているという状況でございます。民間におかれましては、その経営状況に関する緊急アンケートといったようなことも行われている状況でございます。これを踏まえた公表に努めたいと考えているところでございます。

なお、農政の基本となります食料・農業・農村基本法という法律がございまして、この改正案の提出が今国会で予定されているという状況でございます。また、これを踏まえた基本計画、食料・農業・農村基本計画を策定しておりますけれども、これも令和7年に予定されているという状況でございます。更に補足させていただきますと、本調査の法令上の目的といいますのは、農業経営体の経営の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することでございます。今回の見直しを踏まえれば、令和7年における公表から対応できるということでございますけれども、令和9年体系で見直すということでございまして、今から考えれば、およそ5年近く先の令和10年からの公表対応ということでございます。

今回の見直しにつきましては、これらの課題につきまして、スピード感を持って対応していきたいということでございます。報告者の負担を軽減した調査の見直し及び民間委託によって可能となった事務負担の軽減、公表時期の早期化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○樫部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。

初めに申し上げておきますが、多分、一問一答でやっていると長くなってしまいますので、最初に委員の皆様からの御質問とか御意見をまとめていただいて、それについてまとめて答えていただくというような形にしたいと思います。よろしく願いいたします。

○宇南山臨時委員 よろしいでしょうか。

○樫部会長 宇南山臨時委員、どうぞお願いいたします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。今のお話を伺うと、最大の目的は早期化にあつて、前回には達成できなかったとか、導入できなかった民間委託を導入すれば早期化ができることが分かったので、早期化のために民間委託をしますというロジックと理解したのですが、その理解でよろしいでしょうか。そうであるなら今後の論点は早期化がどういうふうになるかということになるのだと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問があれば。小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 御回答ありがとうございます。私が初めにこの内容を見たことと今の御回答に少しずれがあると正直感じているところがありまして、今、御説明にあつたとおり、資材価格は高騰しておりますし、その経営への影響を把握する必要があるというのは、それ自体は認識しておりますが、この調査で情報の公表が可能な時期と、今、実態として求められているスピード感というのには、正直、差があるのではないかと感じています。12月を10月にするということが世の中から求められているニーズなのかということ、疑問に感じるというところが1点。

あと、先ほどの御説明にもありまして、基本法の見直しがあり、そのもとで基本計画が作られるということは承知しているのですが、そのタイミングの話と、今回の見直しが、正直どこまで結びつくのかというのは疑問がありまして、統計そのものはそういうのにかかわらず、きちんとやっていかなければいけない部分ではないかと思っておりますので、その辺り一度議論させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○樫部会長 ありがとうございます。

続きまして、小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 おはようございます。小西です。ありがとうございます。

恐らくここは今回の変更全体に関わると思うので、個別のところでも再度深く議論していくということを前提で2点感想です。

まず、令和3年に、5年間を見越して、安定的な調査のために議論されたはずのことが、今回、3つ大きく変わっているところがあり、なぜ今変更するのかということをしつかり分かった上で議論を始めた方がいいと思います。これに関しては、部会長をはじめ、総務省の方がまとめてくださった背景についてのメモで非常によく分かりました。ありがとうございます。

2点目は、農林水産省の御説明で気になった点で、宇南山臨時委員も御指摘された民間委託の導入と公表の早期化についてです。今回の変更で、民間委託を導入する理由が公表スピードを上げるためで、その理由が令和2年にはなくて、令和3年以降に顕著になった資材価格の高騰だけが理由というのは、今のところ私としてはあまり納得感がない感じがしています。資材価格が高騰しているのは農業だけではなくてほかの業態でも起こっていますし、では、ほかの調査で全部、5年期間の中間年で、急に、令和3年の変更では行うことも予定していなかった民間委託をするという大きな変更を行うことはあまりないことだと思います。ですので、実際何が起こって民間委託に変更するという話が出てきたかというのを、私自身はもう少し説明をいただきたいと思います。

最近になって資材価格が高騰したから早期公表をしなければいけなくて、民間委託が急に必要になりましたというのだけだと納得感がありません。また、民間委託にしたからといって、本当に公表を早期化できるのか今の時点では分らないです。早く公表することも大事ですけども、大事なことは正確なものを早く出すことなので、その正確さをどれだけ、精度がどれだけ担保されるのかというのが、今の御説明だけだと分らないので、引き続き個別の審議の中で、精度とスピードに関して、実際この調査が持続可能なのかどうかということについて議論したいと思います。民間委託の話がなぜ急に出てきたかの説明をもう少し具体的に経緯も踏まえて御説明いただきたいですし、資材高騰以外の理由をお聞きしたいと思いました。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、會田委員、どうぞ。

○**會田委員** 1つですけれども、環境変化があるというので、農林水産省の御説明でよく分かったのですが、それであれば、この調査で残っている部分、生産費調査の方は変更しなくていいのかと。このタイミングで、何で営農類型別の方だけ変更して、残りは変更しなくていいのか、それとも2年、3年経ったら変更するつもりなのか、その辺りも教えていただければと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございました。

ほかに御質問、コメントのある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、4名の方から御質問が出たかと思いますが、まとめてでも結構なのですが、個別のところでもまた議論いたしますけれども、この段階で答えていただけることがあればよろしくお願ひしたいと思います。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。多くのところは個別でまた議論できるのではないかと思いますので、かいつまんでお話しさせていただきます。

今回の変更の目的は、公表の早期化というのもございますけれども、大きく3つございます。1つは「客体負担の軽減」といったようなもの、これはもう常に我々の頭の中にはあるものでございます。一方で、調査自身の中身をしっかりと維持しなければいけないとい

うこともございます。もう一つは「事務負担の軽減」、最後に「公表時期の早期化」でございます。

順番に申しますと、「客体負担の軽減」ということで、調査事項をどのような形で精査できるかということを検討していたと。その精査をする中で、調査項目を整理する中で民間委託という話の芽も出てきたと。民間委託ができることによって事務負担の軽減、公表の早期化も可能になったといったところをパッケージ全体で見たときに、今回の総務省申請のタイミングは最適であると我々としては考えたということでございます。

あと、「公表時期」につきまして、12月を10月に早めて意味があるのかという話があったかと思いますが、この話につきましては、例えばの話で申し上げますと次年度の予算編成の話もでございます。概算要求を8月末にやって、その後は概算決定ということで12月に結び付いていくと。その間には大体当年度の補正予算の審議もでございます。このようなところで、しっかり情報提供していくと。昨年公表時期は12月12日でございます。果たしてこのタイミングでいいのかという議論もあろうかと思っております。統計というのは活用されていることに価値があるということだと思いますので、そのようなところにしっかり貢献していきたいと考えているということでございます。

他の調査の動向の話もございましたけれども、他の調査について私の方で申し上げる立場ではございませんが、少なくとも本調査につきましては、公表時期の早期化を通じて貢献できる部分もあるのではないかと、前回から何が違うのかという御質問があったので、あえてその部分を強調して説明させていただいたということでございます。「客体負担の軽減」は当然大事だと思っておりますし、引き続きこの軽減に関する検討をしていたという状況でございます。その中でいろいろ出てきたということでございます。

あと、最後に生産費調査との関係でございます。生産費調査は営農類型調査に比べましても、非常に複雑な調査でございます。こちらの調査につきましても、もちろん不断の見直しは継続的に行っているわけではございますが、今時点で見直すということは考えておりません。慎重な検討が必要であろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

まだいろいろ御意見があるかと思っておりますけれども、個別の項目の審議の中でまた議論ができるかと思っておりますが、事務局どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局、内山です。

今までこの調査の変更計画に関して、やり取りをさせていただいて、本日も御説明をいただいたところでございますけれども、実際、令和3年の変更のときも私はこの席にいて担当させていただいた記憶として、客体負担や事務負担は軽減しないといけない一方で、調査事項はこれ以上減らせないということで、そのバランスを考えたときにどういう選択肢があるかを考えたときに、これから農業の担い手の中心になる人に対しては細かく聞くのだけれども、それ以外の方に対してはそれほど細かく聞かなくていいだろうということで、農林水産省がロングフォーム・ショートフォームを入れたいということで計画を立てられ



て、産業統計部会、それから統計委員会で議論の後、答申が得られたという経緯があります。

ただ、そのときは民間委託の「み」の字も出てきていません。ですから、そのときは職員、あるいは調査員により、ロングフォーム・ショートフォームという形で、何とかやっていたのではないかと考えていらっしやったけれども、何年か経ったときに、やはり厳しいと。お話に出ませんでしたが、職員、調査員が十分確保できないという状況は否定できない事実かと思えますし、農林水産省の中で、ほかの調査においても民間委託を積極的に導入して、調査の効率化を図りつつ、調査を維持するという形でやっていたらっしゃる。そのような中の一環として、この調査に関しても民間委託は避けられないのではないかと判断をなされたから、今回、申請されてきたのかという印象を持っております。

これからの議論の中の参考になればということで発言させていただきました。

**○ 樫部会長** 何かあれば、次に進んでよろしいですか。

それでは、今回の変更の前提の説明は終わって、個別の項目について議論していきたいと思えます。

まず、今回申請された変更事項でございますけれども、申請内容のメインであり、他の変更事項の前提ともなっている調査系統、調査方法の変更について審議していただきたいと思えます。今、議論になっておりますけれども、民間に委託するという話ですが、初めに事務局から審査状況と論点の御説明をお願いします。

**○ 森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 資料2の3ページを御覧ください。

今回、調査系統、調査方法の一部変更といたしまして、変更内容の欄に列挙しておりますが、①地方農政局等を経由して行っていた調査に民間委託を導入、②調査票の配布・回収について、民間委託の場合は郵送を基本とする、③オンライン回答について、e-Surveyの利用を追加、の変更が予定されております。審査状況としましては、3つまとめて説明いたします。

まず、アの変更の背景ですが、本調査は、経営体の経理状況や農畜産物の生産コストについて、詳細な回答を求める調査であること、報告者に対して、原則として5年間継続して回答を求めていることから、従前から報告負担の重い調査として認識されていたため、農林水産省はこれまで本調査を地方農政局等経由で行い、地方農政局等の職員及び調査員が報告者の元に出向いて、調査票を配布・回収して回るなど、大きな事務負担をかけて実施してきたところです。ですが、報告者の事務負担も大きい中、調査事務の担い手が減ってきている。そのため、今後もこの調査を続けていくためには、このような負担を減らさないといけない。これが本調査の喫緊の課題となっております。

このような状況を受けて、令和5年3月に閣議決定した公的統計基本計画においても、調査の見直しが記載されているところです。

では、今回、具体的にどのような変更かということについては図表1でまとめておりますが、本調査の報告者については、実は営農類型別経営調査のみ回答いただいている方々、これをAグループといたします。これと生産費調査も併せて回答をお願いしている方々をBグループとしています。この2パターンがありまして、現行ではこの両グループともに

地方農政局経由で調査を行っているわけですが、今回、このうちAグループのみについて民間委託を導入し、基本、郵送で行うというのが変更のポイントとなります。また、オンライン回答の部分ですが、現在は民間事業者が行うセキュアファイル交換サービスを利用していますが、これに加えて政府統計オンラインシステム、e-Surveyも導入するとしています。

この変更に対して現状の私どもの認識を示したもので、4ページの下、イの部分になりますけれども、まず民間委託の導入については、現在のように地方農政局職員や調査員を動員する方法の継続が極めて困難である事情を鑑みれば、民間委託の方向性そのものは否定できないと考えているのですが、民間委託をするに当たって、大きく3点、懸念点を挙げています。

まず、これまで職員や調査員による手厚い支援を行い正確な回答を得ていたものを、今回、民間委託による郵送、または報告者自ら記入させる自計に変更することによって、この後、説明する調査事項の変更もありまして、回収の確保、回答内容の正確性の維持という観点で大きな懸念があります。

次に、AグループとBグループで民間経由と地方農政局等経由で調査系統が異なることになり、その結果、報告者への支援の度合が異なることから、民間経由のAグループの方の回答状況が悪くなるのではないかと考えられること。

最後に、今回の変更は5年間の報告者の継続期間中で行われますので、もしかすると現時点での影響は少ないかもしれませんが。逆に言えば、次回の標本替え後においても、今回の変更内容を維持しようとした上で問題なく継続できるのか。早い段階から情報収集、検討が必要ではないかと考えております。

これらの懸念事項を踏まえまして、論点といたしましては、大きく3つに区分しておりますが、まず5ページの下、アからですけれども、民間委託の導入について、①として、民間委託においてどのような範囲・事務内容を委託するのか、その際、民間委託業者にはどのような指導を行うのか。また②として、現在は継続サンプルの期間中であるが、離農等により代替サンプルを選定する必要があるときは、誰がどのような方法で報告者を選定・依頼するのかなど、8つの論点を立てております。

また、イのオンライン調査についてですが、今回e-Surveyを導入し、報告者に直接使ってもらおうとしている一方で、決算書類の写しの提出については、既存のセキュアファイル交換サービスの利用を念頭に置いていると説明を受けていることもあり、民間事業者が行うデータ突合やデータ入力など手間取ることも予想されるとして、e-Surveyを導入するメリットは何か、論点を1つだけ立てております。

最後に3つ目の区分、ウとしまして、次回標本替えについての対応の大前提として、誰がいつから、どのような手順で報告者の選定・依頼を行うことを想定しているのか、というスケジュール感について論点を立てております。

説明が長くなりましたが、事務局からは以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の論点について、まず、民間委託の導入の部分について議論

したいと思います。民間委託の導入部分について調査実施者からの回答をお願いします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 民間委託の導入につきまして、当方の考えを説明させていただきたいと思います。

まず論点の①、民間委託の範囲とその指導内容に係る御質問だと思います。民間事業者へは調査資材の準備、調査票の配布、調査票の回収・補完、データ入力・審査を委託することを考えております。また2番目としまして、民間事業者への業務委託後に離農等による脱落が発生した場合の補充選定業務というのは、地方農政局が整備する候補経営体名簿に基づき民間事業者が対象経営体への調査説明、協力依頼などを実施する予定というふうに考えております。

当然のことではございますけれども、民間委託に当たりましては、契約に際して十分な実施体制が確保されているのか確認するということが必要だろうと思っておりますし、契約後におきましても、受注業者とは十分に進捗状況の把握や課題がないか連絡・協議できるように、定例会を開催するなどのフォローは行っていきたいと考えております。受注業者が調査員を設置する際には、業務に必要な知識を身に付けていただくように、研修資材等の共有も含めて指導していきたいと考えているところでございます。また、我々も発注者として、事業者を必要に応じてフォローしていくという方針でございます。

上記補充選定を含めまして、調査対象から職員の説明を求められた場合など民間事業者で対応することが難しい場合には、適宜サポートを行うということは当然考えております。

次に、論点の②でございまして、補充選定の方法でございます。調査見直し後に離農等により代替選定が必要となった場合でございますが、地方農政局等において補充選定者を抽出したリストを作成し、民間事業者は当該リストに基づき対象経営体へ連絡・訪問し、調査の説明、依頼を行う。先ほど述べたとおりでございます。また、調査対象者から地方農政局等の職員による説明が求められた場合には、民間事業者で対応することが難しいという場合には、地方農政局等の職員によるサポートを考えております。

論点の③、決算書類の写しの扱いでございましてけれども、民間事業者というのは、添付された決算書類の写しについて紙の調査票への転記は行いませんが、e-Surveyへの直接入力で、調査票データを作成するということを考えております。

論点の④、報告者への支援でございまして。報告者への支援などが想定される民間事業者の対応はどのようなものかということでございますが、そもそもの前提といたしまして1つ述べておきたいのは、今回、見直しを行った調査票というのは自計を目指した調査票でございまして、従来の調査票に比べて、まず大前提としましては、客体負担が軽減されたものとなっているということでございます。その上で、先ほど①で述べましたとおり、民間事業者の業務範囲は、調査資材の準備から、調査票の配布・回収・補完、データ入力・審査を予定しているということでございます。また、当該調査実施過程におきまして、民間事業者によるコールセンターの設置を含めた、調査対象からの記入方法等の質問対応、未回答者に対する督促、報告者への疑義照会などを行うとしているということでございます。

併せて、補充選定された新規の調査客体等から求めがあれば、民間事業者の調査員に担

当させて記帳指導を行うなど、調査対象に対して手厚いサポートをやっていきたいと考えているところでございます。また調査実施者である、我々農林水産省においても、調査促進に資するべく調査項目の内容等を明示した記入の仕方といったような資料を作成したり、民間事業者からの報告を農林水産省においても、その審査・実施状況を確認し、個票レベルでの疑義が生じた場合など、民間事業者から調査対象に再確認させるなど必要な措置を講ずるということでございまして、調査結果の精度を維持していきたいというところでございます。また、これらにつきましては適宜、民間事業者から進捗状況の確認等々報告を受けて、プロセスの管理を徹底していきたいと考えております。

論点の⑤、郵送・自計で正確な報告が得られるのかということでございます。この点は重要な論点かと思いますが、1番目、郵送・自計とするために、報告者の記帳負担軽減を図り、調査項目の簡素化をまず行っております。次に、更にプレプリントの拡充を図るなど、記入漏れの防止や回収時における補完作業の減少など、調査方法の改善を図ったところでございます。

この点は重要な点だと思しますので補足させていただきますが、簡素化された調査票について、恐らくそうであったとしても、本当に自計できるのだろうかという御不安があるのではないかと思いますし、これは実際、我々も思っておりました。ですので、昨年、そのために現行の客体に対しまして、今、現行の他計の客体に対して、ちょうど1年前にヒアリングをして回りました。私も含めて、各地方農政局等の現行客体の農家を回って調査票を見せて、これは自計可能かといったところをヒアリングして回ったという状況でございます。その際の反応は、おおむね自計できると、自計が可能であるという反応でございました。「おおむね」と申しましたのは、客体によっては、自計するにしても問合せ窓口が欲しいとか、例えばコールセンターを設置してほしいとか幾つか要望があったところでございまして、今回の申請の中でそのようなところに対応させていただいたというところでございます。

2番目でございますが、基本的には、そのような郵送・自計ではございますけれども、客体によってはいろいろあろうかと思えます。必要に応じて、民間調査員による訪問聞き取り調査を実施し、調査対象が正確に調査票に記入できるよう対応していきたいと考えているところでございます。また、民間事業者が調査対象に連絡するにしても、調査引継ぎのための調査対象の情報、例えば実査上の留意点等々、連絡先とかいったところを把握し、農林水産省から民間事業者へ提供した上で実査を行うといったようなことで、これまでと同様の正確な回答を得ることが可能になるよう努めていきたいと考えているところでございます。

次に論点の⑥、営農類型別経営統計調査のみに回答を行うAグループへの職員の支援についての御質問でございます。1番目としまして、本調査では見直し後も事前に調査承諾を頂いた経営体を調査対象とすることに加えまして、Aグループに限らず、民間委託により対応する調査対象について、記入上の疑義・質問等、民間事業者が対応できない場合は職員によるサポートを行っていきたいと考えております。特に初年度はサポートが必要ではないかと考えているところでございます。これらを通じまして、先ほど述べた話も含め

まして、民間事業者が対応する調査対象においても現行と同様の回収率を維持できるものと考えております。

このサポートのところをもう少し詳しく説明をした方がいいかと思っておりますので、少し補足させていただきますと、前提としましては、先ほども言いましたが、郵送・自計を目指して客体負担の軽減がされた調査票であるということ。それに加えて、民間事業者のサポートとしましては、実査の場面におきましては、客体ごとの記入上の留意点、連絡先などを整理したカルテといったようなものを我々は整備したいと思っております。客体ごとにそれを整備し、これを民間事業者に渡していきたいと思っております。

次に、民間委託事業者の調査マニュアルの整備もやっていきたいと。これは実査とか審査とか農家への対応の仕方といったようなものも含まれます。さらには、民間事業者への研修も必要かと考えております。研修材料の提供を考えているところでございます。

次に、調査客体への記入の仕方というのを作っておりますので、このようなものも提供していきたいと。必要に応じて、調査の指示など職員の支援もやっていきたいと考えております。また、審査の段階では、審査に向けての審査ツール、例えば論理チェック、この項目があるのにこの項目がないとおかしいよねといったような論理チェックとか、あとは範囲チェック、あまりにも離れ過ぎた数字が入ったよねといったような範囲チェック用のマクロの提供とか、あとは民間事業者の入力審査が終了したものから逐次、我々としても確認を行うとか、相互に審査を行うなどの支援をするといったようなところで、丸投げといったようなことにならないよう、我々としても調査がまとまらないと困るわけでございますので、委託した側としてもしっかりサポートしていきたいと考えているところでございます。

次に、論点の⑦でございます。生産費統計との共用客体に対する民間事業者に対する調査受入れ意向をいつ確認するのかという御質問でございます。Bグループにつきましても、民間事業者からの調査に協力が得られる場合には、営農類型別経営統計調査に係る部分については、Aグループと同様に、民間事業者により地方農政局等を経由せず調査を実施することとしております。A、Bグループとも調査対象への訪問聞き取りにより、令和6年第2四半期に予定している民間事業者への委託に係る公告の前までには、民間委託化となる経営体数を整理していくということで考えているところでございます。

次に論点の⑧、民間委託後も調査精度を維持できるのかという御質問でございます。営農類型別経営統計は1経営体当たりの農業粗収益を指標として、営農類型別に目標精度を定めて、その達成に向けて必要な標本の大きさを設定しているところでございます。近年、95%という回収率でございますが、今後も同程度の回収率が必要と考えているところでございます。このため、先ほど⑤で触れましたけれども、前提として現行の調査票の郵送時期を見直して、客体負担が少ないものとして整理させていただいているところでございますが、その上で民間事業者との緊密な連携、調査対象に対する事前承諾、プレプリントの導入、必要に応じて民間委託事業者による訪問回収や未報告者への督促、職員のサポートを通じて、回収率及び調査精度を維持していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、御質問や御意見などがあれば賜りたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** すごく論点が多いので、できれば樫部会長に1個1個区切っていただいで質問を受け付けていただけると助かると思いました。いかがでしょうか。

○**樫部会長** 分かりました。では、論点を順番に上から行きたいと思います。それでは、論点1の民間委託の導入です。どのような範囲の事務内容を委託するのかといったところですが、ここについて御質問、御意見のある方はどうぞお願いいたします。

會田委員、どうぞ。

○**會田委員** 農林水産省から出していただいた、資料3の2ページが回答になっていると思うのですが、3というところで、「受注業者が調査員を設置する際には」と書いてあるのですけれども、これはそもそも委託契約の中に調査員を置くことを必須にするのですか、そうしないのですかというのがまず1点です。それから、民間委託をする場合には年数はどれぐらいを考えるのかということ、それから令和9年に標本替えがありますけれども、その前後で民間委託業者が替わるようなことになってしまうと、調査が実施上難しいと思うのでその辺はどうやって考えていらっしゃるのかの3点ですが、お願いいたします。

○**樫部会長** どうぞ。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。調査員につきましては、記入のところが分かりにくかったかもしれませんが、設置は必須ということにさせていただきます。これまでもそのように考えております。

あと、民間委託の年数でございますけれども、現行の体系が続く範囲で、令和8年までということと考えております。あと、令和9年で事業者が替わるのかということでございますけれども、ここは替わると思いますか、入札公告を行うということでございます。

○**樫部会長** 2つ目の回答の意味がよく分からなかったですけれども、いつからいつまでの契約なのでしょう。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 今回、令和6年調査からの契約になりまして、6、7、8の3年間です。

○**樫部会長** 6、7、8の3年間ということですね。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** はい。

○**樫部会長** 分かりました。會田委員、どうぞ。

○**會田委員** そうすると、令和9年の標本替えのときに別の業者が選定される可能性もあるということですか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** さようでございます。

○**樫部会長** 宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。今のところと関連するのですけれども、標本替えのときには、資料3の3ページでお示しいただいた調査実務の流れで、①企画・設計、②標本抽出という部分はこれまでと同様に農林水産省で対応となるので影響ないという立

てつけなのかと思いますが、報告者に最初のコンタクトを取ってこういう調査ですという  
ような説明とかは、標本替えをしたときは、官民でどういう役割分担を想定されているの  
か教えていただければと思います。

○**樫部会長** よろしく願いいたします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 令和9年の体系をどのように実施  
していくかというのはまさに今からといいますか、その検討を始めているところでござい  
ます。ですので、予断することはなかなか難しいところではございますけれども、今のよ  
うなやり方を仮に前提とするのであれば、あらかじめ調査対象に対して当然説明をして回  
るということになろうかと思っております。その部分を今の時点では民間の事業者によ  
っていただくことも想定はしておりますけれども、そこは令和6～8年の事業者の実施状況  
等も見ながら、どのような形が適切であるかというのをよく検討した上で、令和9年体系  
の申請に向けて、中でも議論していきたいと考えているところでございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。ということは、もちろん当たり前と言え  
ば当たり前ですが、令和9年のところで比較的大きな変更があり得る、民間委託の在り方につ  
いて大きな変更があり得るというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**樫部会長** 令和9年度のところはまた後ほど改めてお願いします。

○**宇南山臨時委員** 分かりました。

○**樫部会長** では、標本替えのところはまた後で議論するところがありますので、そちら  
で改めてまとめて議論させていただきたいと思います。

よろしいですか。

次に清水臨時委員、どうぞお願いいたします。

○**清水臨時委員** ありがとうございます。私は逆に、細かく仕切っていただきながら大き  
な話になってしまうのですが、今の地方農政局等の御担当者又は調査員の御尽力で、  
非常に高い精度で回収されて、今も調査が維持されているということは理解しました。そ  
して冒頭、総務省の方からも説明がありましたけれども、現在の体制では非常に厳しい状  
況になってきているので、民間委託を導入されたいというお気持ちも、そういう状況であ  
るということを理解しました。

その中で民間委託を行っていく中で、例えば金融庁とか農林水産省、国土交通省とか、  
統計ではないのですが、有資格者が何か問題を起こしたときに最終的な責任、アウ  
トソースとしていても、その担当者が責任を負うというような法的な立てつけの中で、私  
自身いろいろな仕事をさせていただいてきました。この統計という仕事の中においても、  
最終的に何か問題があったときとか統計の質に疑義が生じたようなときは、民間委託をし  
ながらも最終的な責任は、受託していた方にミスがあったとしても農林水産省の方々が責  
任を負うという前提の下で民間委託をやっつけていかれますので、そういう責任の下で民間委  
託をやっつけていくという意味では、統計の品質という意味では担保されるという覚悟の下で  
民間委託をされると理解しました。

その上でということになるわけですが、今の状況が非常に厳しいため、民間委

託をします。また、農林水産省の人員を維持したままで民間委託をやれば負担軽減になりますけれども、農林水産省の方の数が減ってしまえば、民間委託にしたからといって、一人当たりの負担はそれほど減らないのだろうというような気がいたします。

そういう意味で、その辺のトレードオフをどのように設計されていくのかというのがまず大前提の下で、どうなのかという疑問を大きなところで思ったということになります。そういう意味で、今度は委託業務の細かなところになってくるわけでありましてけれども、今、地方農政局等の方々のある一定の能力を持ってやらなければいけない実務のところと、例えば調査票の、今ここに書いてあるような配布とか回収というのは、ある程度能力に対して専門性に欠けた方でもできるかもしれませんがけれども、それが今度は補完とか審査となってくると、多少の専門性が出てくるようなことになってくると思います。そういうことを含めて、どこまで民間委託に求めていくのかということも設計されていくのだろうと理解いたしましたけれども、そういう意味で、どれぐらい全体のリソースが変わっていくのかということをお教えいただきたいと思われました。

以上でございます。

○**樫部会長** 民間委託をすればかえって人員が減らされて、結果的にはあまり負担の軽減にならないのではないかと御質問ですか。

○**清水臨時委員** そうです。

○**樫部会長** その辺はどうでしょうか。すぐにはお答えできないかとは思いますが。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 調査の目的としまして、あくまでも客体負担の軽減、あとは民間委託可能になることによる事務負担の軽減、さらには公表早期化ということでございますので、その3つがまずはあるのだろうと思っているところでございます。

あと、もう一つおっしゃっていただいた配布・回収はあまり業者で差がないけれども、審査とか補完といったようなところでノウハウによる差があるのではないかとことではございますが、その辺は我々としまして、実査の段階におきましては、先ほど申し上げましたように、調査客体ごとのカルテのようなものをしっかり整備していきたいと。その客体ごとにいろいろな特徴があると思いますので、そのようなところ、あとは連絡先等々を整備していきたいと。あと、事業者用の調査マニュアル、実査、審査、農家対応等々を含めたマニュアルも提供していきたいと考えておりますし、民間の調査員に対する研修についても支援していきたいと考えているところでございます。当然、その調査客体に対する記入の仕方も提供していきたいと考えております。審査におきましても審査ツールを提供していきたいと考えております。あと民間事業者から、入力審査が終了したものをから逐次、我々も審査を行って、精度を確保していきたいと考えているところでございます。お答えになっているでしょうか。

○**清水臨時委員** はい。これから細かいことの議論をしていく際に、私たちは統計の品質を確保していくという大前提の下で、人間と人間の分業と、人間とデジタルの分業ということを通じて、全体の効率性を担保していくということだろうと思います。そういう視点で、これからの細かいところを1つ1つ見ていきたいと思ったものですから、発言させて



いただきました。

○**樫部会長** それでは、小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 小西です。ありがとうございます。

私も清水臨時委員と同じで、これから後段の各論で深く議論できると思いますが、冒頭で大きなことを確認させてください。資料2の5ページの図表2で、現在、調査負担についてですが、この調査はかなりきめ細かく地方農政局等と専門調査員の方の御尽力で、8割が他計で聞き取りや、書き取りによって調査されていると理解しました。ですので、そういう意味では客体の負担というよりも、調査員側、地方農政局等の方と調査員の負担が非常に大きいのだろうと理解しました。

農林水産省の御説明で、郵送調査に変更することにより、自計調査に切り替えることで、これからは客体負担が増すことを理解しました。だとすれば、令和3年の諮問の際には、なぜ民間委託による自計調査にしていくという議論はなかったのかというのが私の質問です。そして、なぜ今回は民間委託に変更するのかという点について、事前のヒアリングやアンケートでおおむね自計で回答できるとの結果を得たとのことですが、そうだとすると、そもそもなぜ今回変更するのかの御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○**樫部会長** それでは、よろしくをお願いします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 1つは、順番が前後しますけれども、民間委託をこのタイミングでというところ、先ほど最初に申し上げましたが、調査票の見直しを踏まえた民間委託による事務負担の軽減と、公表の早期化という全体の中で考えさせていただいたということがまずは大前提としてございます。あと、あえて言えばいいですか、民間委託をこのタイミングで導入するというのは、調査客体が今ならそのまま継続しているということでございます。調査客体選定の最初からでございますと、客体の入替えも想定されるということでございますので、今の現行客体が継続しているところ、まずは民間委託を入れてみるという考え方もあるのかと思っているところもございます。

あと、今の調査客体に対して、現行の他計で行っている客体に対して見直した調査票を見ていただいたということで、これもアンケートといいますか、我々、実際には農家に足を運んで調査票をめくりながら、この項目は書けますかということで聞いて回ったという状況でございます。その際に、この内容であれば書けますよと言っていたところが多かったということでございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。小西臨時委員、いかがでしょうか。

○**小西臨時委員** 後ほど、調査票を確認してまた意見を述べます。

ありがとうございました。

○**樫部会長** 小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 御回答ありがとうございます。

資料3の3ページに調査実務の流れがあるのですが、恐らくここにきちんと書かれていないところで、今まで職員の方、統計調査員の方がサポートされていることというのが相当あって、それが抜け落ちることが精度にとってはものすごく大きいことなのではないか

と思っています。今日ここですぐにそれを出すのは難しいかと思うのですが、これはビフォーとアフターをきちんと示した上で、今の状況で、それぞれ本省、地方業務においてどういう形で、そこで地方農政局等の職員の方、統計調査員の方がどういうことをされていて、その部分のうち民間事業者にシフトさせる部分はどこなのか。民間事業者はどういう形で、例えば調査員なりも配置していくのかということが具体的に見えないと、この部分の不安は拭い切れないかという感じがしますので、この審議の期間の中で御説明をいただきたいと考えます。

以上です。今日は難しいと思うので、今日すぐにここでということではないです。

○**樫部会長** 事務局、どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 小針専門委員、ありがとうございます。今おっしゃったのは資料3の3ページの上の参考の図ですよね。業務委託範囲のところで大きな流れは書かれているけれども、細かく、要は職員、調査員が今どういう対応をしているかという現状が分からないこと。それから、先ほどの①から⑧でも農林水産省から説明していただきましたが、サポートという表現が今回沢山出てくるのですが、アフターのところで、地方農政局等の方というか、職員の方々がどのような内容のサポートを民間事業者になさるのかといったところが具体的に見えないと。この部分は民間にやっていただきます、ただ、この部分は具体的に支援しますとか、そのような全体像が見えないという理解でよろしいでしょうか。

○**小針専門委員** そうですね、そういうことになります。ありがとうございます。

○**樫部会長** 多分、今すぐここでお答えいただくのは少し無理かと思うので、また後ほどということよろしいですか。

二村委員、どうぞ。

○**二村委員** ありがとうございます。今回、民間委託を導入されるということで、ダイレクトにお伺いします。地方農政局等の人員というのは減少傾向にありますか。これがまず1点目です。

それから2点目としまして、今回、民間委託をされるときに、民間事業者の選定に当たっては恐らく公募をかけて、総合評価か何かで選定されると思うのですが、農業関係の知識というのは、ここでおっしゃるような研修等で、短時間の研修で賄い切れるものなのかどうかというところに若干疑問を感じるのです。その上で今回、委託する民間事業者で、ある程度の専門知識を持ったところが複数あるのでしょうか。それとも調査を行うようなところであればどこでもいいのでしょうか。2点お願いします。

○**樫部会長** よろしくお願ひいたします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** お答えさせていただきます。まず1点目ですが、今まで職員は減少してきておりまして、平均年齢も高いという状況でございますので、今後ともそのような状況は見込まれているということでございます。

あと、2点目でございますけれども、具体的な業者の名前とかいったことまでこの場で申し上げるのは難しいところではございますが、関心を示していただいている方は当然いらっしゃるということでございます。業者の中には農業関係の調査をやっていたところも

あるのかもしれませんが、むしろ全国的な調査に対してのノウハウを持っている業者もいらっしゃいますし、様々な事業者の方がいらっしゃるのです。最終的にはどのような方が手を挙げてくれるのかということはまだ分からないところではあります。御懸念の点というのは、恐らく農業に対する知識があるのか、ないのかといったところではなかろうかと思います。調査票の中身の話になりますけれども、農業に関しましては、今、青色申告等々が行われてございますが、経営収支に関する部分につきましては、基本的には転記という形になっているところがございます。申告書にある番号の該当する欄を調査票の中に書かせていただいて転記していただくということで、できるだけ難しくしないような形に整理させていただいているところがございます。

ですので、従来の調査票であれば、例えば今後の審議事項にもなりますけれども、集計事項のところに出てきますが、ある個別の野菜について切り出して計算してくださいというようなことがあればなかなか難しいといったところもございますけれども、今回変更したいとしている調査票であれば、先ほど述べさせていただいたサポートの内容ということで、我々としてはやっつけられると考えているところがございます。

○二村委員 ありがとうございます。農業そのものに対する見識も非常に大事だと思うのですが、農村のコミュニティや、人々の気質とか、そのようなところも実際に対面の調査となればいろいろと影響してくるものだと思いますので、そのような質問をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○樫部会長 どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 先ほどもう一つ申し上げればよかったのですが、おっしゃるとおり、客体と我々とのつながりも非常に大事なものがございます。ですので、先ほどカルテというのを申し上げましたけれども、それぞれの農家の特徴もまとめていきたいと思っておりますし、併せて、調査員に対するマニュアルをお渡ししますが、その際には農家への対応の仕方といいますか、こういう留意点がありますよといったようなことをまとめているものを我々の方でも作成して、接し方というようなところをしっかりお示ししていきたいと考えているところがございます。

○樫部会長 どうもありがとうございます。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。私も小針専門委員が御指摘くださった変更に伴う調査のビフォー・アフターのフローについては、是非知りたいと思いました。全てを詳細に書くことは難しいとは思いますが、民間委託になっても調査員を置かれるのは必須とおっしゃってくださって、そこは非常に心強いと思ったので、今の時点で民間調査員の方に何をしてもらおうのかということについては、しっかりと書いていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、次の論点に進んで2番目の論点、離農等で代替サンプルを選定する必要があったときにどうするかというところについて、何か御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

小西臨時委員、よろしくお願ひいたします。

○小西臨時委員 すみません、度々、小西です。

離農は調査の対象外になるということは理解しました。基幹統計調査なので、義務なので全員が答えてくれるということだと思っておりますが、調査方法の変更により、脱落してしまう方とかもゼロではなく、出てくるのではないかと思っております。仕方なくそうってしまった方も離農の中に含まれ、その方たちの離脱についてもサンプリングするしかないということでしょうか。脱落と離農の関係が気になったのでお聞きします。

○樫部会長 「等」ということなのでと思いますけれども。「等」ということなので、離農と同じようにサンプルの脱落ということで新たに選び直すということだと思います。

○小西臨時委員 それが「等」に入っているのですね。分かりました。ありがとうございます。

○樫部会長 そういうことでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この点は特に御質問がなさそうなので、次に3番目の論点の調査票への転記の部分ですけれども、ここはいかがでしょうか。

ここもよろしいでしょうか。會田委員、どうぞ。

○會田委員 資料3、3ページの一番下のお答えのところ、添付書類がある場合に、調査票への転記は行わないが、e-Surveyの入力により調査票データを作成すると書いてありますけれども、そもそもe-Surveyとかシステムを使って答えていないような人に対して、どのように対応していくことになるのでしょうか。

○樫部会長 どうぞ。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）農林水産省の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

今、御指摘いただいた部分につきまして、今回、決算書類の写しについて、調査票の記入の代わりにそちらの決算書類の写しを送付していただければ、調査票の記入は省略できますよということで、客体の負担の軽減を図っております。ですので、ここに書いておりますように、決算書類の写しを出したものを民間事業者が調査票へ転記することはないのですけれども、今後データとして集計していく必要がありますので、頂いた決算書類の写しを基にe-Surveyに入力して、集計していくというふうに考えているところでございます。

○會田委員 そうしますと、受託業者は、データ入力は全部e-Surveyを使って入力していくということなのですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）そのように考えております。

○樫部会長 ほかに御質問、御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 ということは、紙で回答します、紙に決算書類を付けますというふうに来た場合も、最終的にはみんな入力するのがe-Surveyという理解ということですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）さようでございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山です。割り込みます。その点につきましては、この後オンライン調査という論点を立てておまして、資料3、7ページの農林水産省の回答の中に図があります。現行と見直し後で見ていただけるかと思えますので、またそちらでも御確認いただければと思いますが、提出されたものに関しては全てe-Surveyに入力した上で農林水産省に報告されるというのが今回考えておられる計画のようでございます。

また詳細は後ほどということになりますが、ひとまずコメントを差し上げました。

○樫部会長 この論点はよろしいでしょうか。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 不勉強ですみません。今はe-Surveyは農林水産省の地方農政局等の方は使われていなくて、今回、新しくe-Surveyを導入するという理解でいいのですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）御指摘のとおり、今は農林水産省独自のシステムを使って、地方農政局等で入力しているという状況でございます。

○小西臨時委員 e-Surveyを使つての審査のチェックリストみたいなものは現状ないという理解でよろしいですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）現状、e-Surveyは使っておりません。

○小西臨時委員 分かりました。後で審査のリストとかチェックのお話のときにまた質問させていただきます。

ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御質問、御意見がある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

それでは、その次の4番目の論点、報告者への支援などというところですがけれども、よろしいですか。

特に御質問、御意見はないということで、次に5番目の論点です。報告者の8割程度が他計によっている中で、郵送・自計で正確な報告を得るのは難しいのではないかという論点について、御質問、御意見のある方、いかがでしょうか。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 現状は、自計での回答がとても少ないです。ですので、サポートがなくなって、本当に自計で精度を保った調査ができるのかが疑問です。ですので、調査票の記入に際し、どの様なサポートを想定しているのかを具体的に書いていただきたいですし、自計が難しいだろうから、プレプリントを拡充するというのは本末転倒だと思っていて、プレプリントばかりになってしまったら調査する意味がなくなってしまうのではと危惧し

ます。民間委託で郵送調査でという調査方法が変わっても現状と同様の高い回答率が実現できるかどうかを判断するための御説明をお願いしたいです。

以上です。

○**樫部会長** 今、この場でお答えいただけますか。それとも後に回しますか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** ありがとうございます。プレプリントの意義の話はまた後段であるので、そちらの方がよろしいかと思えます。

○**樫部会長** 調査票の細かいところはまたお話があるということで。

○**小西臨時委員** 分かりました。

○**樫部会長** それでは、後で議論させていただきます。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** あと自計のところは、自計できるのかということで皆様御心配ではないかと思えますし、我々自身もそこは心配であったところなんです。なので、今回に先立ち、一昨年12月から昨年の1月にかけて各地方農政局等を我々自身も回って、農家の方に声を聞いて回ったと。調査票を見てもらって、書けますか、どうですかということ聞いて回って、書けますと言っていた方が多かったということがございます。

ただ、その際も、先ほど御質問の中にもあったように、調査項目の中身について心配であるといったような声もあったので、コールセンターなり照会対応をしっかりやる必要があると考えていたところがございます。また、プレプリントの内容に一言だけ申し上げますと、この内容は全国平均とかいったものではなくて、各農家の方々が前回調査の際に回答いただいた内容を、ほぼ全ての項目にわたってあらかじめ示したものを用意させていただくということがございます。具体的には、昨年ここについて回答しているので記入漏れがなくなるような仕掛けにもなるかと思えますし、あと、前回このような回答をしていたということで思い出していただけたところもあろうかと思えますし、ほかの調査でもプレプリントは行われているとも承知しておりますので、有効なやり方かと思っております。

○**小西臨時委員** それは前年のあなたの回答という冊子と、今年の無記入の調査票がそれぞれあるという理解で良いでしょうか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 調査票を見ていただければと思いますが、右、左という形で用意させていただいています。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 内山です。割り込みます。お配りしている参考2-1、変更後の調査票の個人経営体用というのを今画面に表示いたしますので、お待ちいただければと思います。

今、御覧いただいているページで、左側が灰色になっていて、右側が白抜きになっているのですが、左側が前年度、あるいは前回回答していただいたものがそこにプレプリントされて、それを参考にしつつ、右側の本年のところに書いていただくような形で、調査票が全ページにわたってほぼ同じような組立てになっていると聞いております。

○**小西臨時委員** 隣に前年の回答が記入されていると、多くの方が前年と同じものを書いたらどうしようと心配になりました。プレプリントは新しい試みでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 プレプリントに関しては後ほど論点を立てているのですが、ざっくり言ってしまうと、今までプレプリントはやっていたのですけれども、すごく限られていたのです。土地とかほとんど変わらない項目だけだったのですが、今回に関しては、積極的に自計をやりたいということもあってだと思いのですけれども、ほぼ全ての項目でこんな形で調査票の構成を変えられているという状況でございます。先走って失礼しました。

○小西臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○樫部会長 宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。2点あります。

1つは、自計になることで調査負担はどれくらい大きくなるかということです。今回の変更の主な理由に、最初にありましたように、調査負担の軽減を強調されていたのですが、自計になると大幅に調査回答時間などが延びるのではないかと思うのですけれども、その負担の増加はどれくらいと見込まれているかが第1点です。

もう一つは、自計できるかヒアリングしたということですが、パイロット調査のようなものはしていますかというのが2点目の質問です。回答できると言っても不正確なものが返ってきてあまり意味がないので、パイロット調査等がないと安心できないのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上です。

○樫部会長 よろしく願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 記帳負担の関係ですけれども、後ほど御審議いただくところにもございますが、例えば指定野菜のところにつきまして、今までは各経営状況の中からその部分だけを抜き出すような作業をしていただいていたということ。こちらはもちろん他計でやっていた部分もございますけれども、ある程度、客体にも御負担いただいていた。特に労働時間に関しまして、個々の労働者ごと、作業ごとに労働時間を把握して、それを農家の方にあらかじめ記帳していただいていたというような調査票に以前はなっておりました。そのようなところを軽減させていただいたということございまして、全体としては調査負担の軽減ができていると考えているところでございます。

あと、パイロット調査につきましては、今の現行の調査客体につきましては既に調査を終えた客体でございましたので、特にそこに対して調査はなかなか難しかったというか、やっていないところございまして、そのために参考といいますか、全くやっていない方に対しての試行調査はやらせていただきましたけれども、現行客体に対しての調査はやっておりません。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山です。何回もすみません。今、御説明があったのですが、実際の試行調査の資料につきましては、審査メモの別添の21ページと22ページに載せております。これは今の経営体の方以外の方に対して無作為で抽出し、特に事前の細かな説明はせず、「試行調査に御協力をお願いします」という形で郵送・自計で行われた調査の結果です。

22ページでその結果、表2と表3で回答状況が書かれています。全体の回答率は50%を若干切るぐらいだったと聞いているのですが、個々の項目区分に関してどれぐらいの回答だったかというのが表2と表3、個人経営体と法人経営体になります。ここでは誤答率と書かれているのですが、誤答率というよりも補完が必要であった率というふうに説明を受けているのですけれども、御覧のとおり一番右側が誤答率、要は補完が必要だった率なのですが、調査項目ごとにかなり波がありまして、なかなか一律には言えないと。誤答率というのは、大きな区分、仮にその項目に10項目あれば、1項目でも補完が必要であれば誤答率のカウントの中に入ってくるということなので、かなり上振れしている数字だとは思いますが、それでも項目ごとに完全に書き切れていないという項目は少なくないというのが試行調査の結果と認識しています。

○**樫部会長** 農林水産省から、ほかに補完することはありますか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 1つだけ補完させていただきます。先ほど内山統計審査官からも話がありましたけれども、試行調査はあくまでも突然調査票を送り付けた客体の回答でございますので、今回、我々が考えておりますのは、あらかじめ説明させていただいて、了解を頂いている調査客体に対しての調査でございます。また、プレプリントも用意するというようなことでございますので、実際においてはかなり違うものになってくるかとは考えております。試行調査の結果も踏まえて、幾つか見直したところもございます。

以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

清水臨時委員、どうぞ。

○**清水臨時委員** ありがとうございます。先ほどは大きな話だったのですが、今度は細かくお伺いしたいのですけれども、論点④と⑤と、実は⑧のところでお伺いしようと思っていたのですが、疑義照会等は今回、民間の方々にやっていただくということで、その調整を報告いただければと思います。⑤のところ、自計調査としているので、そのところは対象者にやっていただきますということで伺いました。自計調査としたときに、異常値が発生するとか、欠損値が増えてくるとか、そのような可能性も出てくるかと思えます。そのときの対応として、今後はe-Surveyで見るということですから、地方農政局等とか農林水産省では、集計された値しか見えてこないようなことになるかと思えます。

そういう意味で、自計調査の値がそのまま来たときに、もしそこに非常に異常値が存在しているとか、欠損値があるときは、個票があれば疑義照会のところへ戻して、全数調査の何らかのバイアスで補完するみたいなことをされると思うのですけれども、このプロセスでもし欠損とか異常な値が出たときはそれを乗せてしまうのか、どのように対応されていくのかということをお教えいただけますか。

○**小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**  
農林水産省の小林です。

まず審査ですけれども、e-Surveyで簡易的な審査、例えば農業労働時間があるとして、人数は入っているけれども農業の時間が入っていませんよとかいう、簡易的な関連チェッ



クはできますので、まずそこで記入漏れとか、そういうところは潰していきたいと考えております。そして、先ほど三嶋課長からもお伝えしましたけれども、審査に向けた審査ツールを本省で作ろうと思っております。こちらについては、範囲が大きすぎていて、あと論理、この関連性のことについてもう少し聞いた方がいいのではないのかといったマクロチェックを作って、それを民間事業者等に配布したいと考えておまして、そこでエラーが出たということであれば、民間事業者から客体の方に問合せをしていただいて、当然、エラーは潰していきたいと考えております。

それと、民間事業者からの報告は最終的には6月末と考えているのですけれども、調査票自体を報告者から民間事業者に提出いただくのは4月末と考えております。そこで民間事業者が集計して行って、分からない事項とかがあれば6月末まで待つのではなくて、ある一定程度まとまった段階で随時、農林水産省に問合せをしていただくような形で対応していきたいと考えておりますので、そのようなことで審査を適切にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○清水臨時委員 確認ですけれども、自計調査に変更されたとして、そこで数値的に異常な数字が出てきたときというのは、e-Surveyの入力段階で弾かれてしまっていて、その段階で民間事業者が疑義照会などをして対応してくださるというイメージで大丈夫ですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当） はい、そのようなイメージです。

○清水臨時委員 ありがとうございます。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当） あと、当然e-Surveyから上がってきたものについては、民間事業者がチェックした後、職員の方でも必ずチェックは行いますので、そのような対応をしていきたいと思っております。

○清水臨時委員 安心しました。ありがとうございます。

○樫部会長 この論点についてほかに御質問、御意見はありますか。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 これは恐らく論点④と⑤と両方に係るというか、ここで書かれていることがこのとおりになれば、それはそうだよねというふうになると思うのですが、実際、本当にできるかどうかというところが多分、一番の不安材料なのかと思っております。先ほどビフォー・アフターの話をしたところにも通じるのですけれども、具体的にどういうサポートを行って、その結果、実際に⑤のところに関しても、このようにやればこれは確実だろうということが見えるファクトみたいなものがないとなかなか判断が難しいと思いますので、今日、ここで回答を求めるというものではございませんが、今後の審議の中で御準備をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 私も小針専門委員と同じ点についてお伺いします。サポートという言葉に集約されているのですが、誰が誰に何をという形で具体的にビフォー・アフターの図の

中で示されると良いと思います。農林水産省から民間委託業者、民間委託業者から客体、農林水産省から客体とそれぞれのサポートが記載されていると良いです。

審査の話はまた後で出てくると思うのですが、現状、地方農政局等ではそれぞれ審査のチェックリストがあって、審査されているという理解でよろしいでしょうか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

今は私どもの統計システムの中に統一的な審査のロジックがございますので、そちらに基づいて審査をしております。

○小西臨時委員 ホームページで基幹統計調査に係る書面調査票という資料で、農業経営統計調査でのチェック内容を見ました。基本的には全ての項目に対しておおむね記入漏れ、クロスチェックとレンジの確認をされているようなのですが、今おっしゃった統一のチェックはこの3つと理解していいのですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

はい、そのようになっております。

○小西臨時委員 そうすると、清水臨時委員がおっしゃったみたいに、これから調査方法が変更され、プレプリントも導入され、自計記入になった際に起きるエラーに対しては、今までの方法に加えて新しいチェック項目もあった方が良いでしょう。

以上です。

○樫部会長 では、その点は改めて議論するというので、この論点につきまして、ほかに質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしければ、次の6番目の論点に行きたいと思うのですが、Aグループについても職員、調査員の支援が必要ではないかという点ですが、こちらはよろしいでしょうか。

現行と同じ回収率というのは、かなり高い回収率ですね。これは本当に、郵送調査でそんなに高い回収率が期待できるのかというのがやや心配で、場合によってはサンプルを増やすとかそういう必要が出てくる可能性があるのではないかと心配しているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今回、見直しの中では調査設計を変えないでやらせていただいているということで、サンプル数を増やすとかは特に考えていないということでございます。あと、高い回収率については、先ほど来申し上げさせていただいているような形で、民間事業者への指導、我々のサポートといったところで、あとは調査票自体の簡略化も踏まえて、しっかり回収、督促等々していきたいと思っています。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 小西です。1の記載について、農林水産省は調査の精度を求めるために民間業者のサポートはするけれども、客体に関してはもう一切サポートしないというふうに見えてしまいます。令和9年からはそのような体制になるにしても、令和6～8年で大幅な変更をする際には、農林水産省の客体へのサポートも必要ではないでしょうか。民間業者が、民間調査員を本社に置くのか、支社に置くのかは分かりませんが、全国津々浦々の客体の方に、現状の様に調査員が訪問をして対応することは難しいと思います。

そういう場合には、地方農政局等の方から、調査客体の方へのサポートをする部分が必要ではと思いました。

コメントというか、質問です。農林水産省、地方農政局からの客体へのサポートを一切なくすという理解でよろしいでしょうか。

○**樫部会長** どうぞ。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 基本的には委託事業で行うこととなりますので、実査の場面等々で民間事業者の方に主体的に動いていただくというのは当然のことだと思っております。ただ、現場現場で地方農政局等の人の話を聞きたい、本省の人の話を聞きたい、いろいろな場面があろうかと思っておりますので、そのようなときには我々としても対応はしていきたいと思っております。

○**小西臨時委員** では、調査客体は、「これまで訪問、聞き取りをしてきていたあの調査員さんに話が聞きたい」といったようなことも一切受け付けなくなるという理解でよろしいですか。

○**樫部会長** 個別に対応していただけるという理解ですよね。地方農政局等からも直接、民間事業者に対してサポートするというふうに私は理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。どうしても必要というときは。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 基本的には民間事業者の方にやってもらうことは変わりませんが、例えば説明が欲しいといったような場面とか、これまでのつながりもありますので、そのような場面もあろうかと思っております。そこは個々に我々としても判断していきたいと思っております。

○**小西臨時委員** 分かりました。サポートにつきましてもいつまで行う等とかあると思いますので、少しでも具体的なことを御説明いただければと思います。

以上です。

○**樫部会長** 皆様からいろいろ御意見が出ていますので、私はコメントを控えるべきかもしれないのですが、私の懸念は、今はできるかもしれないけれども、年が経つとどんどん人が減って、そんな丁寧なサポートができなくなるということと、これも後で議論しますが、サンプル替えをするところでは今度はプレプリントが何もなくなるので、ここは非常に大変ではないかという、そこはまたそこで議論したいと思っておりますけれども、非常に懸念を持っております。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 論点の⑥のところでは若干補足いたします。申請された調査計画には、調査方法も書いているのですが、その部分に関しては、営農類型別経営調査のみを対象とされる方については、諮問の概要でも御説明したとおり、基本、民間委託でやるということで、地方農政局の方のサポートというのは、今、計画上は書かれていないのです。ですので、今、御説明がありましたけれども、必要に応じて地方農政局職員が支援するというのであれば、そのようなくんだり調査計画の中に入れておくというのも一案かと思っておりますので、また、これは今後の整理次第になりますけれども、若干補足いたしました。

ありがとうございます。

○**樫部会長** どうぞ。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 我々のイメージはあくまでも民間委託を行っていくということですので、そこを調査計画のところまで書き込むかどうかというのは議論があるのではないかと考えています。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** その点に関しても、部会の中で御議論いただければ幸いかと存じます。

○**樫部会長** ほかに御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。

今のサポートの話をどこまで書くかというのは、また後でゆっくり議論させていただきたいと思います。⑥の論点について御質問、御意見は取りあえず今はないということで、次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、⑦の論点、Bグループに民間委託を導入することについての論点でございますけれども、これについてのコメント、質問のある方、どうぞお願いいたします。

ここはよろしいですか。

それでは、民間委託の論点の最後、⑧の論点で、民間委託も調査精度が維持できるのかということですが、ここについての御意見、御質問があればお願いいたします。

宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。宇南山です。

目標精度を挙げていただいたのですけれども、95%以上の回答を前提に達成できる水準ということで、いろいろな変化があるので、回収率が例えば80%ぐらいというのは十分にあり得ると思うわけですが、そうなってしまった場合どのような問題が生じるのか、リスクシナリオみたいなものを教えていただければと思います。

○**樫部会長**

では、回答をお願いします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 今回、Aグループ、Bグループと分けていることもございますので、民間委託の部分だけ回収率が低いといったようなところがございますと、精度という観点でもなかなか難しいところが出てくると思いますので、そこは我々としては回収率95%を目指してしっかりやれるよう、民間事業者と連携していきたいと考えているということがございます。

○**宇南山臨時委員** 回収率95%を達成し続けるというのは、特に自計になった上でというところかなり困難だと思っていて、その上で、ただ達成を目指していましたがということでは、説明が事後的になってしまったときに説明としては不十分だと思います。もし回収率が80%となった場合に何か精度を上げる方法を考えているとか、利活用の面で何らかの制約を設けるとかいったことは一切考えていないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○**樫部会長** どうぞ。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 全く事前に説明をしていない客体に対しても、5割の回収率があったということがございます。ですので、今回あらかじめ協力依頼を行っている客体に対して行うということがございますし、調査票自体も簡略化しているということがございますので、95%という達成をしっかりと目標として掲げてや

っていける数字だと思っています。

○宇南山臨時委員 分かりました。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。この⑧の部分は、①から⑦までの議論での質問やお願いに対しての回答が揃った上で、回収率95%を達成できるかについて議論できればと思います。

今、宇南山臨時委員の御質問があったことに対して、試行調査では現状調査対象でなく、調査についての説明をしていない方々をランダムサンプリングし、小規模サンプルですけれども調査し、49.1%の回収率だったと理解しました。しかし、この回収率をもって、本調査も回収率95%が実現できると言われても不安があります。なぜなら、試行調査の調査票は大幅に項目が少ないなど、本調査の調査実態と条件が異なるからです。参考ができるところは多くても、全く同じ環境での調査ではないということは認識しなければなりません。この様な状況で、これから行う本調査3回が令和9年に向けての試行調査と捉える必要があります。樫部会長が先ほどおっしゃったように、十分な調査への協力や節目ができて、令和6年、7年、8年はプレプリントもできますし、何とか8割を切らないような形でやれるかもしれないです。しかし、標本替えがある令和9年は何が起こるか本当に分からないと思います。ですから令和9年に向けての大事な情報として、令和6～8年をどの様に行い、どんな検証を行うのかがどんな位置付けになるかというのがとても大事なので、客観的な情報をたくさん出していただいて議論できればと思います。

以上です。

○樫部会長 今、この場で何かおっしゃりたいことございませんでしょうか。よろしいですか。

時間がかかなり超過していますが、予定した審議が進んでいない状況で申し訳ありませんけれども、今日の審議はここまでにさせていただいて、引き続き審議をしていきたいと思うのですが、この感じでは、予定した回数での取りまとめは少し難しいのではないかと思います。

通常は最後までやってみて、これでは足りないということで追加の部会をやるか決めると思うのですが、まだ1回目が終わってもいないところで申し訳ないのですが、追加の部会の日程を考えた方が良いのではないかと考えております。御多用の中、いろいろな日程をこれから調整するのは非常に難しいと思うので、作物統計調査の予備日として2月9日の金曜日を頂戴していて、リリースはしてしまったのですが、今であればまだ参加いただける方も多いのではないかと思います。2月9日の1時から農業経営統計調査の2回目の部会を開催できないかと思いますが、皆様、御都合はいかがでございましょうか。

もし今ここですぐに都合が分からないという方がいらしたら、部会の終了後に事務局に御連絡を頂ければと思いますが、今の時点で無理だという方、特にいらっしゃらないですか。2月9日金曜日です。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 2月9日金曜日の13時から15時になります。

○**樫部会長** 取りあえず、明らかに駄目という方がそんなにたくさんはいらっしゃらないようで、十分に候補日になりそうなので、事務局で再度、皆様本当に出席可能か、定足数もあるかと思しますので、それを満たすことができるかとかをチェックした上で調整して、また御連絡を差し上げるということで、今、ここではできましたら2月9日の13時からという予定を取らせていただきます。一回リリースしたもので申し訳ないのですが、再度使わせていただきたいというお願いだけさせていただきますと思います。

急にいろいろと審議日程を増やして申し訳ありませんけれども、もしこれが可能だということであれば、次回の2月9日では、今日やる予定だった審議を更に進めるということにして、今日追加でお願いした宿題の話とか議論の続きは、2月19日の方でしたいと思っております。

時間がもう来てしまったので、ここで終わらせてよろしいですか。

○**宇南山臨時委員** 宇南山です。今のお話ですと、3月18日の予備日も開催は前提ということでしょうか。

○**樫部会長** そうですね、そうなる可能性が高いと思いますけれども、もちろん早く議論が終われば、最後の3月18日はリリースできる可能性があります、私の感覚ではリリースできない、そこも必要になる可能性が高いのではないかというふうに思っております。

○**宇南山臨時委員** 分かりました。現状、第2回を1回追加するというだけで、まだ予備日については何も言っていないということですね。

○**樫部会長** そうですね。やる可能性が高そうな気がしますけれども。

○**宇南山臨時委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫部会長** よろしいでしょうか。小針専門委員。

○**小針専門委員** 1点だけ。先ほど見直しのビフォー・アフターのところとも関連するのですけれども、資料1-2について、今のところに一番関連する話で調査系統についての記述があります。申請事項記載書の変更案で5ページ、6ページのところがこの報告のために用いる方法になっていると思うのですけれども、その書きぶりで調査員の入り方は違うのではないかと思うので、きちんと検討していただければと思います。「調査員」が何を示すかというのはあると思うのですけれども、今日の御説明と何となく違うのかなというのと、調査員って、これで言うと、変更前のときにも調査員はあったはずなので、何を示しているのかが分からないと思うので、併せて。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 内山でございます。今の御質問は、新旧対照表の5ページに営農類型別経営調査の系統について、変更前が空欄になっていて、変更案のところだけに記載があることについて、生産費調査の報告者を兼ねる者として書かれている系統が変更前にも書かれるべきではないか、そういうことでしょうか。

○**小針専門委員** そういうことではなくて、まず生産費調査の報告者を兼ねる者についてはア、イ、ウで、多分変更前後で変わらないと思うのです。次に営農類型別経営統計で民間事業者に委託することが示されていて、ここに「調査員」が入るのですけれども、これだと調査員が何を示しているのかが分からない。農林水産省として、今、統計調査員として入れられているという専門調査員の話と、今回の民間委託で検討されていることの関係性

と、あと生産費調査の調査の方法と、多分、営農類型別は違うと思うので、何となくこの書きぶりは違和感があります。ここが今回の一番のポイントなので、そこは御検討いただければと思います。

**○樫部会長** では、そこも含めて次回までというか、次々回ですね。そこを整理して御回答いただくということでお願いできればと思います。

申し訳ありません。時間をオーバーしてしまいましたけれども、今日はここまでということにさせていただいて、今の小針専門委員の御質問と、小西臨時委員から、変更前と変更後で農林水産省と民間の役割分担と、どういうサポートをするのかといった詳細なことについて、2月19日になるかと思えますけれども、そのときに御回答いただいて、また審議を続けるということにさせていただきたいと思えます。

それでは、2月9日を仮で予定しておきますけれども、実際に可能かどうかは事務局で再度きちんと調整して、御連絡させていただきたいということで、農林水産省、大丈夫でしょうか。

**○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 大丈夫です。優先的に対応します。

**○樫部会長** 申し訳ありません。それから今日の内容につきまして、いろいろと追加で御意見とかお気づきの点が出てくるかと思えますけれども、大変時間が短くて恐縮ですが、2月1日木曜日の正午までに、事務局に電子メール等で御連絡を頂きたいと思えます。頂いたものについては、まとめて農林水産省にお送りして、これも次回以降の部会でお答えをいただくような形にしていきたいと思えます。

さらに、これは御報告でございますけれども、今日の審議結果につきましては、2月中旬に開催予定の統計委員会で私から報告させていただきたいと思えます。

それでは、事務局からお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 失礼いたします。内山でございます。

本日も御審議いただきまして、ありがとうございます。今、部会長から御提案がありましたけれども、当初予定しておりました部会に追加して、2月9日金曜日の13時から第2回部会を開催予定ということで、再度メールで御案内を差し上げますので、またそれを御確認いただければと思っております。今回同様、会場とウェブ併用というのは変わりません。また、部会長からお話がありましたが、今日の御議論で、これを言い忘れた、あるいはこれを聞いておきたいということがございましたら、2月1日、誠に短時間で恐縮でございますけれども、今週木曜日の正午までにメールで御連絡いただければ、次々回、2月19日の回答、あるいは緊急で回答が必要であれば次回になりますけれども、基本的には2月19日の会合のときにまとめて御回答するという感じになるかと思えます。

いつものお願いでございますが、議事録を今後作っていきますので、また御確認のお手間をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

繰り返しますけれども、次回は2月9日金曜日13時予定ということで、改めて御連絡を差し上げます。その後は、第2回として予定しておりました2月19日、これが第3回ということになるかと思えます。御質問等があれば、今週木曜日正午までにお寄せくだ

さい。

以上でございます。ありがとうございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。次回以降の部会の審議も皆様、よろしく御協力をお願いいたします。

では、本日は大変ありがとうございました。